

# 国民健康保険被保険者で令和5年11月以降に出産される方へ

## 令和6年1月から 産前産後期間相当分の国民健康保険税が減免されます

### 対象となる方・受付期間

- 令和5年11月1日以降に出産予定の国民健康保険被保険者の方が対象です。  
(妊娠85日以上の出産が対象で、死産、流産、早産及び人工妊娠中絶の場合も含まれます。)
- 出産予定日の6ヶ月前から届出ができます。出産後の届出も可能です。

### 国民健康保険税の免除方法

- その年度に納める保険税の所得割額と均等割額から、出産予定月（又は出産月）の前月から出産予定月（又は出産月）の翌々月（以下「産前産後期間」といいます。）までの4ヶ月相当分が減額されます。

	3ヶ月前	2ヶ月前	1ヶ月前	1ヶ月後	2ヶ月後	3ヶ月後	
単胎の方			■	■	■	■	4ヶ月分
多胎の方	■	■	■	■	■	■	6ヶ月分

※産前産後期間相当分の所得割保険税と均等割保険税が年額から減額されます。産前産後期間の保険税が0になるとは限りません。

※多胎妊娠の場合は出産予定月（又は出産月）の3ヶ月前から6ヶ月相当分が減額されます。

- 令和5年度においては、産前産後期間のうち令和6年1月以降の期間の分だけ、保険税が減額されます。

(例) 令和5年11月に出産した場合、令和6年1月相当分の保険税が減額されます。令和6年1月より前の期間については減額の対象とはなりません。

令和5年8月	9月	10月	11月	12月	令和6年1月	2月
			■	■	■	■

■ …対象期間

- 保険税が減額された場合、納め過ぎとなった保険税は還付されます。

### 届出に必要な書類

- ① 産前産後期間に係る国民健康保険税軽減届出書  
(様式は下記届出先窓口のほか、町ホームページからダウンロードができます)
- ② 世帯主と出産される方のマイナンバーがわかるもの及び出産される方の国民健康保険証
- ③ 母子健康手帳（出産前に届出する場合）
- ④ 出生証明書など出産日及び親子関係のわかる書類（出産後に届出する場合で被保険者と子が別世帯の場合）

※出産後に届出する場合は、出生届を先に提出してください。

### 届出先

利府町役場 町民生活部 町民課 国保年金係 (①番) TEL 022-767-2340  
税務課 町民税係 (④番) TEL 022-767-2117